

令和 8 から 10 年度 辰野町都市計画マスタープラン改定及び 辰野町立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「令和 8 から 10 年度 辰野町都市計画マスタープラン改定及び辰野町立地適正化計画策定業務委託」（以下「本業務」という）について、まちづくりの計画に関する高度な知識と豊富な経験を有し、価格の安さだけではなく優れた提案を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

1 業務の概要

(1) 名称

令和 8 年から 10 年度

辰野町都市計画マスタープラン改定及び辰野町立地適正化計画策定業務委託

(2) 目的

平成 26 年 8 月に施行された改正都市再生特別措置法で制度化された「立地適正化計画」により、人口減少・少子高齢化等の社会構造の変化に対応したコンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、辰野町立地適正化計画を策定する。併せて、「立地適正化計画」の上位計画となる辰野町都市計画マスタープランの目標年次が既に経過していることから、今後のまちづくりの方向性について整合を図るため、改定を行う。

上記の策定を効率的かつ効果的に進めるために、高い専門性と豊富な経験を有する事業者からの提案を一定の基準で評価・選定し、業務を委託する。

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり

(4) 委託者

長野県上伊那郡辰野町

(5) 委託期間

契約締結の日から令和 11 年 3 月 23 日まで

(6) 提案上限額

金 24,700 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、各年度の提案上限額は次のとおりとする。

年 度	都市計画マスタープラン (千円)	立地適正化計画 (千円)	合 計 (千円)
令和 8 年度	0	5,800	5,800
令和 9 年度	3,700	6,300	10,000
令和 10 年度	4,200	4,700	8,900
合 計	7,900	16,800	24,700

2 参加資格要件

次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7・8・9 年度辰野町もしくは長野県入札参加資格（建設コンサルタント）に登録している者であること。
- (3) 建設コンサルタント登録規定（昭和 52 年建設省告示第 717 号）の「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けている者であること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者もしくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者もしくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 所在する市区町村に税の未納額がない者（法人の場合はその代表者も含む。）であること。
- (6) 辰野町暴力団排除条例（平成 24 年条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団または同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員ではないこと。
- (7) 参加申込書の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、辰野町における入札参加資格停止基準等に基づく指名停止等の入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (8) 次の条件を満たす管理技術者、照査技術者を配置すること。なお、各技術者は提案者と正規雇用関係にあること。

- ア 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門：都市及び地方計画）の資格を有する者とし、過去 5 年間（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、地方公共団体発注の同種又は類似業務の実績（履行中を含む）があること。同種業務とは、地方自治体発注の都市計画マスタープラン策定（改定を含む）業務、立地適正化計画策定（改定を含む）業務、都市計画区域の整備、開発、保全の方針（都市計画区域マスタープラン）策定（改定を含む）業務をいい、基礎的調査・データ解析及び住民意向調査等の一部業務のみの完了実績はこれに含まない。類似業務とは、国土利用計画、地区計画等の土地利用計画策定業務及び都市施設・用途地域の見直し等、都市計画に関わる業務とする。
- イ 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門又は建設部門）の資格を有する者とする。また、照査技術者は、管理技術者を兼ねることができない。
- ウ 主たる担当技術者は、設計図書等に基づき適正に業務を実施する者とする。

3 選定に係る日程

内 容	期限等
プロポーザル公告	令和 8 年 6 月 4 日（木）
質問書の提出期限	令和 8 年 6 月 17 日（水）12 時まで
質問の回答	令和 8 年 6 月 19 日（金）を予定
参加申込書の提出期限	令和 8 年 6 月 24 日（水）12 時まで
一次審査（書類審査結果）	令和 8 年 6 月 30 日（火）までに通知
提案書の提出期限	令和 8 年 7 月 9 日（木）17 時まで
二次審査	令和 8 年 7 月 17 日（金）午後を予定 会場、時間等の詳細については後日連絡
結果通知	令和 8 年 7 月 27 日（月）までに通知
契約の締結	令和 8 年 8 月上旬を予定

4 提出書類一覧

本プロポーザルに係る提出書類は以下のとおりである。書類の様式は辰野町公式ホームページより入手するか、辰野町建設水道課窓口で受け取ること。なお、窓口では紙ベースでの提供とする。

項番	提出書類	様式
1	参加申込書	様式第 1 号
2	提案者情報書	様式第 2 号
3	業務実施体制書	様式第 3 号
4	予定技術者経歴書（管理技術者）	様式第 4 号
5	予定技術者経歴書（照査技術者）	様式第 5 号
6	予定技術者経歴書（主たる担当技術者）	様式第 6 号
7	提案書（表紙）	様式第 7 号
8	提案書（提案内容）	任意書式
9	見積書（見積内訳書）	任意書式
10	質問書	様式第 8 号
11	辞退届	様式第 9 号

5 参加申込書の提出等に関する事項

- (1) 提出期限 公告日から令和8年6月24日(水)12時(必着)
受付は役場開庁日の9時から17時
- (2) 提出場所 辰野町役場 まちづくり政策課 財政係
- (3) 提出方法 持参、又は郵送(配達記録が残る郵便に限る。)
- (4) 提出書類 参加申込書(様式第1号)
提案者情報書(様式第2号)
業務実施体制書(様式第3号)
予定技術者経歴書(管理技術者)(様式第4号)
予定技術者経歴書(照査技術者)(様式第5号)
予定技術者経歴書(主たる担当技術者)(様式第6号)
(注) 各様式の注記に示す書類を添付すること。
- (5) 提出部数 正本1部 副本9部 合計10部(2箇所をホチキス止め)
- (6) 二次審査対象者として選定又は選定しなかった旨の通知
令和8年6月30日(火)までに通知
書面により全ての参加申込書提出者に通知する。
なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 公告日から令和8年6月17日(水)12時
- (2) 提出方法 質問書(様式第8号)に必要な事項を記入の上、電子メールにて提出する。送信後、必ず電話により着信の確認を行うこと。
提出先: zaisei@town.tatsuno.lg.jp
- (3) 回答方法 令和8年6月19日(金)を予定として、辰野町公式ホームページへ掲載する。
- (4) その他 電話や対面等での口頭での質問は受け付けない。

7 提案書の提出等に関する事項

- (1) 対象者 一次審査(書類審査)にて合格した者
- (2) 提出期限 令和8年7月9日(木)17時(必着)
受付は役場開庁日の9時から17時
- (3) 提出場所 辰野町役場 まちづくり政策課 財政係
- (4) 提出方法 持参、又は郵送(配達記録が残る郵便に限る。)
- (5) 提出書類 提案書(表紙)(様式第7号)
提案書・提案内容(様式任意)
見積書・見積内訳書(様式任意)
- (6) 提出部数 正本1部 副本9部 合計10部(2箇所をホチキス止め)

8 二次審査（ヒアリング・プレゼンテーション）に関する事項

（１）技術選考日 令和８年７月１７日（金）午後を予定

時間等の詳細については、各提案者へ電子メールにより通知する。

（２）受注候補者として選定又は選定しなかった旨の通知

令和８年７月２７日（月）までに、郵送もしくは電子メールにより全ての提案者に通知する。受注候補者及び次点順位者については、辰野町公式ホームページにおいて公表するものとする。なお、審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

9 選考方法

（１）一次審査（書類審査）は、提出された参加申込書を基に下表に示す評価の着目点について確認を行う。

一次審査（書類審査）評価項目	評価指標（概要）	配点
業務実施体制 （様式第２号・様式第３号）	提案者の同種業務経験	５
管理技術者の資格及び経験 （様式第４号）	資格保持の状況	５
照査技術者の資格及び経験 （様式第５号）	資格保持の状況	５
地域性 （様式第４号）	管理技術者の長野県中南信地域における都市計画実績	５
一次審査（書類審査） 計		20

（２）二次審査は、「令和８から１０年度 辰野町都市計画マスタープラン改定及び辰野町立地適正化計画策定業務委託プロポーザル審査委員会」において提案書に基づくヒアリング・プレゼンテーションを実施し、下表に示す評価指標に基づき採点を行う。全審査員の合計点が最も高い提案者を受注候補者として、次に点数が高い提案者を次点順位者として選考する。ただし、点数が同一の提案者が複数いる場合は、下表のうち提案書評価項目の全審査員の合計点が最も高い提案者を受注候補者とする。ただし、全審査員の平均点が５０点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

二次審査評価項目		評価指標（概要）	配点
一次審査（書類審査）		資格保持の状況、同種・類似業務経験	20
ヒアリング・プレゼンテーション 提案書に基づく	町の現状理解	現状と課題等、町への理解度	10
	評価テーマに対する取り組み姿勢	町民参画の手法	7
		町民の合意形成の手法	5
		都市計画マスタープラン改定の着眼点	13
		立地適正化計画の策定の必要性和方向性	15
		その他提案事項の有効性	5
	工程計画	スケジュールの実行性、庁内の役割分担	10
	説得力	提案書の創意工夫、プレゼンテーションの分かりやすさ、質疑応答への適応、自社アピール	10
	価格	見積価格は適正に算定されているか。 ※価格評価は、下記の価格審査計算式から算出する。小数点以下は第一位を四捨五入して算出する。 価格評価点＝配点×全体の最低見積価格÷提案者見積価格	5
二次審査 計			100

<ヒアリング・プレゼンテーション実施概要>

- ① 出席者 提案者と正規雇用の関係にある者5名以内とする（Web参加は不可）。
- ② 説明時間 1者につき30分以内
 - ・提案内容の説明20分（準備・片付け時間は含まない。）
 - ・質疑応答10分
- ③ その他
 - ・ヒアリングの順番は、参加申込書の提出受付が遅い者からとする。
 - ・プレゼンテーションに使用するプロジェクタ（HDMI 入力端子有）、スクリーン、電源延長コードは辰野町で用意するが、その他必要な機器（パソコン）、説明用資料（データ）は参加者が用意すること。
 - ・提案書をもとにプレゼンテーションを行うこととし、当日の追加資料の配布や追加提案等、提出書類以外の資料を使用しての説明は不可とする。提案書に示された内容であれば、説明の補足用としてパワーポイント等への使用は可とする。

10 提案書に関する事項

（1）提案書の書式

- ① 提案書の書式は、文字サイズを12ポイント以上（注釈や図表等の記載は除く）とし、A4サイズ・片面印刷、ページ数は10ページを上限とする（提案書表紙及び見積書は除く）。なお、A3サイズを用いる場合は、2ページ分の扱いとする。ページの向きは縦横どちらでも構わないが、ページ番号を入れること。
- ② 提案書は、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

(2) 提案書の構成

提案書は下表に示す目次に従い、仕様書を参考として作成すること。また、下表で必須としている項目については、必ず記載すること。

提案書目次（内容の補足）	必須／任意	様式
提案書（表紙）	必須	様式第 7 号
1. 辰野町のまちづくりにおける主な課題	必須	任意様式
2. 町民参画、計画への理解・周知の手法 ・仕様書 第三章「2. 住民意向把握(4)」について、業務手法等を記載のこと。	必須	
3. 都市計画マスタープラン改定の着眼点	必須	
4. 立地適正化計画策定の必要性和方向性	必須	
5. 業務工程、実施フローチャート ・仕様書の業務項目及び提案事項、庁内及び関係機関との協議・関連性等、想定される業務項目の計画策定までの全工程について記載のこと。	必須	
6. 業務実施体制	必須	
7. その他提案事項 ・仕様書に記載のない独自提案、提案者の受注により町にもたらされるメリット等を記載のこと。	任意	
8. 見積書 ・会社名、代表者名を記入し、代表印を押印すること。 ・提案上限額以内の見積金額を記載のこと。 ・見積内訳書は、仕様書及び「5. 業務工程、実施フローチャート」に基づく各年度の業務項目、数量、単価、諸経費等が分かるように記載のこと。	必須	

(3) 提出書類の取り扱い

提出された提案書等の取扱いは次の各号のとおりとする。

- ① 提出書類は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- ② 提出期間終了後は、発注者の同意なく提出書類に記載された内容の変更は認めない。
- ③ 提出書類の提出後、発注者の判断により補足資料の提出や確認を求めることがある。
- ④ 提出書類は返却しない。
- ⑤ 提出書類は、事業者選定を行うために必要な場合又は開示等の際に複製を作成することがある。
- ⑥ 必要により、提出された書類等の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- ⑦ 提出書類は、辰野町情報公開条例（平成 11 年条例第 28 号）に基づき、開示等をする場合がある。
- ⑧ 提案者から提出された従業員等の個人情報本プロポーザル実施に必要な連絡のみに用いることとし、他の用途には用いない。なお、当該個人情報の取扱いは辰野町個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 21 号）に従う。

11 その他

- (1) 提案に関して必要となる費用は、全て提案者の負担となる。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、参加資格を無効とするとともに、指名停止を行う場合がある。
- (3) 詳細は、令和8から10年度 辰野町都市計画マスタープラン改定及び辰野町立地適正化計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領及び同仕様書によるものとする。

12 選定後の手続き

- (1) 委託業務に関して、提案書の内容をそのまま実施することを確約するものではない。従って、選定された受注候補者と町が委託業務の内容の詳細を別途協議・調整の上、本委託業務仕様書を一部変更して契約する場合がある。この協議は、結果通知後14日以内に行う。14日以内にこの協議が整わない場合は、次点順位者と改めて同様の協議を行うことがある。
- (2) 契約は、債務負担行為による令和11年3月23日までの契約とし、各会計年度における支払額限度額は、本実施要領「1 業務の概要(6) 提案上限額」に示す各年度の合計額とする。
- (3) 契約保証金は、契約額の100分の10以上の額を契約時に納付しなければならない。ただし、辰野町財務規則(昭和54年規則第4号)第124条第3項の規定を適用し、当該要件に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 契約金額の支払いについては、契約の際に作成する支払い基準による。
- (5) 契約書の作成等に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

13 担当部署

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 担当課 | 辰野町役場 建設水道課 都市計画推進室(担当:井出・三浦) |
| (2) 住所 | 〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地 |
| (3) 電話番号 | 0266-41-1111(代表) |
| (4) ファックス | 0266-41-4651(建設水道課) |
| (5) 電子メールアドレス | kense-suido@town.tatsuno.lg.jp |

- | | |
|---------------|---------------------------|
| (1) 担当課 | 辰野町役場 まちづくり政策課 財政係(担当:武井) |
| (2) 住所 | 〒399-0493 長野県上伊那郡辰野町中央1番地 |
| (3) 電話番号 | 0266-41-1111(代表) |
| (4) ファックス | 0266-41-3976(まちづくり政策課) |
| (5) 電子メールアドレス | zaisei@town.tatsuno.lg.jp |